

別表第三号の二(第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号レ関係)

受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目		二号業務			三号業務	合 計
		国内インターネット活用業務	国際インターネット活用業務			
			常時同時配信等業務	左記以外の業務		
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費					
	コンテンツ制作設備費					
	配信業務費					
	配信設備費					
	認証業務費					
	認証設備費					
	視聴者対応費					
	企画費					
	開発費					
	小 計					
国際放送番組等配信費	業務関連費					
	設備関連費					
	小 計					
	広 報 費					
	給 与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	合 計					
	費用の上限					

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第12項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3 受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。